

委員会議事概要

1 委員会名	令和4年度 第9回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和4年12月9日(金) 14:00~15:45
3 開催場所	沖縄県庁6階 第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中13名)	(会場参加) 赤嶺博之委員、上原亀一委員、大城和夫委員、大嶺嘉昭委員、 八前隆一委員、山内得信委員、新立弘子委員、天方徹委員 (Web参加) 伊良波宏紀委員、当真聡委員、大谷健太郎委員、藤田喜久委員、 城間恒浩委員
5 議事録署名人	当間委員、新立委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について (P1~P44)
【要旨】	新規の承認申請が5基(名護漁協1基、八重山漁協1基、沖縄県3基)あり。原案のとおり承認された。
【特記事項】	【山内委員】名護漁協の協議位置は、以前設置位置との変更はないか。 【事務局】協議位置に対して2分以内のずれだったので、特に問題はない。ほぼ同じ位置と認識している。 【山内委員】沖縄県のも、2分程度の誤差か。 【事務局】名護漁協と八重山漁協はほぼ同じ位置で、同じ位置に設置するという認識だ。沖縄県設置のものは、1基だけ、2分以上移動したので、協議書を提出しているが、問題はない。
(2) 第2号議案	ウミガメの採捕承認申請について (P45~P58)
【要旨】	試験研究目的1件(NPO Chura-mura)の申請は、委員からの疑義があり、差し戻されることになった。また漁業目的1件は、既に承認を受けたアオウミガメの承認枠の一部を返還するもので、原案どおり承認された。これにより、アオウミガメ30頭の承認枠が生じた。
【特記事項】	【藤田委員】質問の1つは、今回はアカウミガメ、アオウミガメ、タイマイで45頭の採捕申請だが、これは生態研究に当たるのか。2点目は、保護調査研究は飼育目的となっているが、産まれてきた子ガメの採捕は、この委員会で審議対象か。この2点を確認したい。 【事務局】指摘のとおり、採捕申請数はアオウミガメ20頭、アカウミガメ20頭、タイマイ5頭だが、生態研究と保護調査の両方合わせたものとの認識だった。一定程度まで生育させると場合、これがその採捕

申請の対象に当たるか十分確認できていなかったのを確認したい。

2点目で、飼育がメインになっている保護調査研究は、当該団体から、卵に触れることがあるので、卵の特別採捕については申請が出ている。ふ化した後の子ガメは、海区漁業調整委員会指示で基本的にウミガメの採捕を禁じているので、委員会での審議対象とは考える。

飼育の条件について、ふ化したカメを飼育するのは、今年度から取り組むため、計画は立てているが調整が終わっていないと聞いた。動物愛護法の関係の調整も続いていると聞いている。

【藤田委員】今増えているアオウミガメを育てて、放流することに関して、遺伝子異常による奇形とか、早産子ガメとか、ふ化時に損傷を負った個体を育てて放流するのは気にはなるが、どうか。

生態調査は問題ないと思うが、保護調査も絡めると、想定できない問題が生じそうで、気になる。これは意見と懸念だ。

【上原議長】一度審議して、協議したい。

【天方委員】卵の採捕申請は、またあるのか。卵の採捕を海区が承認した後、ふ化した個体が産まれるので、採捕ではない。既に採捕が許可された卵から産まれるので、そのカメを採捕したことにならないので、その個体を育てても指示違反にはならないと思う。

【事務局】卵の採捕承認は、県水産課に提出されていて、調整中と聞いている。申請について2つ考え方があり、①卵自体が何らかの形で移動させる必要があるために特別採捕承認を取る、②卵からふ化して初めて異常が確認できるので、稚ガメを保護するために採捕するところが、この委員会指示に関わると認識している。

【天方委員】ふ化した稚ガメを捕るというケースは説明のとおりだと思うが、水産課で検討している卵の特別採捕許可を受けた卵はこの団体が持ち帰るとのことか。

【事務局】特別採捕の担当者とはまだ調整中だ。卵は触るだけでも採捕承認必要なので、卵について申請しているがどこまでの範囲か細かく確認していない。

【上原議長】産卵をした場で、掘り起こして、確認をして、数えるといった行為も特別採捕許可が必要だ。採捕許可があるから卵を持ち帰っていいということではない。

【天方委員】問題意識として、卵の採捕をして、仮に持ち帰ったあとに産まれてきたものに対して、採捕という概念考えられるのか。卵を戻さなくても問題ないとしたら大変だと思った。最初から持ち帰らな

いのであれば問題はない。

【上原議長】持ち帰ることは想定していない。

【事務局】基本的に卵は持ち帰らない前提と認識している。

【藤田委員】実施計画書を読んでも、何をするのかよく分からない。「孵化時」が卵を持って帰ってふ化したものなのか、浜辺で産まれてきたカメを回収して育てるのが分からない。遺伝子異常による奇形を判断する方法の詳細が全然分からない。もう少し詳しい計画を再度出してもらうのがいいのではないか。

すぐ承認必要があるならば、生態調査研究はいいと思う。保護調査研究は詳細が分からない。もう少し詳細な計画出してもらったほうがいいと思う。卵を持って帰ってふ化させるのかとか、その場で産まれてきたのをここで回収するのかも分からない。このような事例を私は今まで聞いたことがない。ここで認めると、類似の事例が出てきて、何か問題が生じるかもしれない。今回の申請者はNPOで、法人でない。研究体制しっかりしていない状態で、調査研究目的の申請を認められたら、一般の人が、ウミガメの飼育目的の申請が委員会に上がってきたときに、認めた前例になる気がする。

保護調査研究は、もう一回、詳細な計画なり目的なりを出してもらってから、審議したほうがいいと思う。

【上原議長】私もその部分が、理解できなかった。委員の了解が得られれば、保護調査研究に関しては、一旦保留にして、中身を明確にした上で、判断をするほうがいいと思う。

ウミガメの採捕承認申請について、試験研究の申請は、生態調査研究については問題ないが、保護調査研究を保留した上で承認をするというような案もあるかと考えるが、いかがか。

【天方委員】試験研究の申請書は保護調査研究もやる内容の申請なので、一部許可ができればいいが、それができなければ、この申請については一旦取り下げるか、却下するか、どちらかしかないと思う。

【事務局】申請者は、生態調査研究と保護調査研究はセットだと思うので、一部承認で理解されるかは不明だ。

また、保護調査研究は、現在、関係する機関と調整中だが、保護調査研究に疑問があれば、生態調査研究も含めて一旦保留でもよいかとは思っている。全部却下であれば、委員会での状況を申請者には説明する。

法人格のない任意の団体だが、生態調査研究は、これまで、大学のサークルや、任意の団体でも承認をしているので、それだけであれば、

	<p>特に問題ない申請だと考えている。</p> <p>【上原議長】 差戻して、再度提案してもらおう形を取りたいが、よいか。</p> <p>【赤嶺委員】 保護調査研究がもし申請で上がった場合、保護飼育をする場所はウミガメ協議会とかに保護を託すのか、または自分たちで保護するのか。もし自前で保護するとしたら、保護施設も必要だ。そういうこともきちんと決めてから、申請を出すように、委員会から通達してもよいのではないか。</p> <p>【事務局】 再度申請が上がっても、保護調査研究について申請がある場合は、保護施設のような条件も十分に確認したい。所管外なので、委員会としては指導できないが、承認に当たって必要な条件として、申請者に説明したい。</p> <p>【上原議長】 試験研究の申請は差し戻し、漁業目的の申請は、採捕ではなくて枠の返還を提案のとおり承認する。</p>
(3) 第 3 号議案	沖縄県第 8 次栽培漁業基本計画（案）に係る知事からの諮問について（P59～P80）
【要 旨】	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する計画（第 8 次沖縄県栽培漁業基本計画）の案について、令和 4 年 11 月 9 日付け沖縄県諮問農第 7 号により沖縄県知事から委員会に諮問があり、前回の委員会で意見等に対して、水産課から説明があった。原案のとおり承認された。
【特記事項】	特になし。
(4) 第 4 号議案	ウミガメの採捕承認に係る委員会指示違反の疑義案件への対応について（P81～P92）
【要 旨】	令和 4 年 7 月 14 日、ウミガメの採捕に関する委員会指示 2 第 3 号の違反が疑われる事案が発生した。違反内容は「沖縄海区漁業調整委員会指示 2 第 3 号の第 2（採捕の制限）に違反して、承認を得ずに、アオウミガメを採捕した」と認定し、違反者等に対する委員会の処理方針を「(1) 委員会指示違反に対する処分方針に基づき、違反者に対し、警告文書を発出。(2) 関係漁協の代表者あてに、委員会指示の遵守についての指導依頼を通知」する事務局案を提案したところ、原案のとおり承認された。
【特記事項】	【天方委員】 当初の事務局案は、刺網で混獲をした時点で委員会指示違反としたが、漁業者は、かかったら外そうと、外して逃がそうと思っても、指示違反になるのは、漁業者にとっては酷な話だ。量に関わらずかかったら逃がそうと思ったならば、混獲の時

	<p>点で採捕とするのは言い過ぎだ。</p> <p>とはいえ、今回のケースを、放置するわけにはいかないし、他方で、では殺傷した行為を採捕と言えるかになるが、殺傷と採捕はあまりに概念の違いがあり過ぎて、殺傷そのものを採捕というのも難しい。私も県の顧問弁護士と協議して「もう外せない、これは全部放流するのは無理だと、一部殺傷しようと思った」時点で、事実上の支配下に置いたことになるので、その時点をもって採捕としてはどうかと協議して、問題ないということになり、今回の事務局案に至った次第だ。</p> <p>【上原議長】天方委員含め、いろいろアドバイスをいただいた。本当にありがとうございました。これまでの経緯から、警告文の内容も、当初と大分違った表現になった。</p>
(5) 報告事項 1	令和 4 年度未承認の浮魚礁について (P93～P94)
【要 旨】	<p>沖縄海区漁業調整委員会指示 4 第 2 第 5 により、敷設されている浮魚礁は、令和 4 年 6 月 30 日までに当委員会において再承認される必要があるが、現時点でも、未承認の浮魚礁が 9 基あることを報告した。</p>
【特記事項】	<p>【上原議長】速やかに承認を受けるよう指導して欲しい。</p>